

発議第 1号

江差町議会会議規則の一部を改正する規則について

江差町議会会議規則の一部を、次のように改正するものとする。

令和 3年 3月10日 提出

|     |         |        |
|-----|---------|--------|
| 提出者 | 江差町議会議員 | 萩原 徹   |
| 賛成者 | 江差町議会議員 | 薄木 晴午  |
| "   | "       | 飯田 隆一  |
| "   | "       | 室井 正行  |
| "   | "       | 小梅 洋子  |
| "   | "       | 塚本 真   |
| "   | "       | 西海谷 望  |
| "   | "       | 小野寺 真  |
| "   | "       | 小林 くにこ |
| "   | "       | 出崎 太郎  |
| "   | "       | 大門 和幸  |

提案理由

標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、江差町会議規則の一部を改正するもの。

## 江差町議会会議規則の一部を改正する規則

江差町議会会議規則（平成9年議会規則第1号）の一部を次のとおり改正する。

第2条中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第90条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。